

令和5年9月開催松野町農業委員会定例総会会議録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和5年9月11日（月） 13時30分より
場 所 松野町役場 第1・第2会議室

2. 会議構成員（農業委員）現在総数 13名

出席：3名 欠席：10名

3. 農業委員出席者氏名

役職名	議席番号	担当地区	氏 名	出欠
会長	1	上家地	村田 和宏	出席
副会長	2	—	矢野 千津	出席
	3	蕨 生	金谷 純一	欠席
	4	富 岡	加賀田幸二	出席
	5	吉 野	太田 善英	出席
	6	—	山崎 匡	出席
	7	豊岡前	毛利 彰男	出席
	8	松 丸	山口 賢三	出席
	9	目 黒	河野 和平	欠席
	10	豊岡後	森口 泰	欠席
	11	延野々	石田 芳久	出席
	12	奥野川	滝口 博臣	出席
	13	—	松比良八重子	出席

その他出席者

農地利用最適化推進委員出席者

区域	氏 名	出欠
松丸地区、延野々地区、 豊岡後地区、豊岡前地区	綱崎 幸紀	出席
	松田 荘一	出席
富岡地区、上家地地区、目黒地区	井上 優二	出席
	橋田 忠弘	出席
吉野地区、蕨生地区、奥野川地区	赤松 晋	出席
	金谷 恒夫	出席

農業委員会事務局

農業委員会事務局長	小西	亨
農業委員会事務局次長	中平	大介
農業委員会事務局主事	岡本	渉

4. 議長選出他

議長	村田	和宏
会議録署名委員	山口	賢三
	石田	芳久

会議書記	岡本	渉
------	----	---

5. 閉会の日時

令和5年9月11日（月）	14時15分
--------------	--------

6. 議事日程

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号	農地利用集積計画（案）の承認について
議案第4号	非農地証明の交付について

7. 会議の概要

小西事務局長

改めましてみなさんこんにちは。ちょうど今9月の議会開会中でございます。大きな会場は今議場になっておりまして、今回はこちらのほうになって手狭でございますが、ご了承いただきたいと思います。

それでは時間にもなりましたので、9月の定例の農業委員会を始めさせていただきますと思います。開会にあたりまして村田会長からご挨拶をお願い致します。

村田会長

こんにちは。先だって宇和島での研修会、ちょっと人数は少なかつ

たんですけど、参加ありがとうございました。また農地パトロールの関係で今日は蕨生やったのかなと思いますけど、いろいろと忙しいところありがとうございます。自分でも事務局と一緒に回ってみて、思ったより荒れとるなと思いました。そして事務局と話しながらいろいろと、なんぼ考えても後に誰かやってもらう人というのが見つかりにくいような中で、なるべくなら地元で地元でいうやり方で利用権設定なんかをやってもらうような形が一番いいんじゃないかなろうかという、よそのほうから来て耕作というのはけっこう荒れとるみたいでした。できるだけ地元が、ちょっとでもいいから誰かがやるというような形でも農地を守っていきたいと思いますので、また皆さんよろしく願います。

今日はちょっといろいろと案件があるんですけど、よろしくお願い致します。

それでは早速なんですけど、議事録の署名委員なんですけど、8番山口委員さん、11番石田委員さんをお願い致します。

4番の報告事項なんですけど。

岡本主事

※事務局より1件の報告事項あり。

村田会長

ほか報告事項何かありましたら。

無いようでしたらまたその他でもお願いを致します。

早速議事のほうに入りたいと思います。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題として事務局の方で説明をお願いします。

岡本主事

今日は目黒の委員さんが欠席ですので、私のほうから説明をさせて

いただきます。資料4ページをお開き下さい。農地法第3条の規定による許可申請でございます。

番号11番、申請地は大字目黒〇〇〇番、地目は田、面積が298㎡。申請契約内容は所有権移転です。図は7ページをご覧ください。申請者です。譲受人、北宇和郡松野町大字目黒〇〇〇番地〇〇〇さん、年齢〇歳。譲渡人、松野町大字目黒〇〇〇番地〇〇〇さん、年齢90歳。譲受人の営農状況等の詳細でございますが、作付け作物は水稻と一般野菜。所有大農機具はトラクター、それから共有の田植機。農作業に従事する方と年間の農作業従事日数は本人が200日。周辺地域との関係につきましては、土地交換後は畑として利用する、農薬の使用は地域の防除方針に従い、周辺への影響はない、他の農業者と協力し地域農業の維持発展に努めるということでございます。参考としまして現在の農地の利用状況につきましては、農地面積が8,884㎡、うち田が7,608㎡、畑が1,278㎡です。農地法第3条の第2項第1号から第6号まですべて該当を致しません。

次の12番も関連がありますので、まとめて説明させてもらえたらと思います。

資料5ページです。申請地は大字目黒、地番が〇〇〇番、地目田、面積581㎡、申請契約内容は所有権移転、図は8ページをご覧ください。申請者です。譲受人が松野町大字目黒〇〇〇番地〇〇〇さん、譲渡人が目黒〇〇〇番地〇〇〇さん。譲受人の営農状況の詳細でございますが、作付け予定作物は水稻と一般野菜。所有大農機具はトラクターと共有の田植機。農作業に従事する方、年間の農業従事日数は本人が30日、子供が150日。周辺地域との関係ですが土地交換後は現状どおり水田として利用する、農薬の使用は地域の防除方針に従い、他の農業者と協力し地域農業の維持発展に努めるという事でございます。参考

として農地の利用状況ですが農地面積が9,144㎡そのうち田が6,799㎡、畑が2,345㎡でございます。こちら農地法第3条第2項第1号から6号まで該当を致しません。

11番と12番の申請につきましては土地の交換という形での申請となっておりますが、それぞれの形でのご審議をいただきますようよろしく申し上げます。11番と12番については以上です。

村田会長

交換のような形になるんですけど、何か質問等ございましたら。

無いでしょうか。お互いが家の入り口で交換するにはいい状態なんですけど。

意見がないようでしたら、申請のとおりでよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

ありがとうございました。そしたら11番12番の申請については、申請どおり許可という事で。

続きまして13番の案件なんですけど、蕨生の委員さんなんですけど事務局のほうで説明をお願いします。

岡本主事

こちら私の方から説明させていただきます。資料6ページをご覧ください。番号13番、申請地は大字蕨生、地番が〇〇〇番、地目は畑、面積は343㎡。申請契約内容は所有権移転、図は9ページをご覧ください。申請者です。譲受人、北宇和郡松野町大字蕨生〇〇〇番地〇〇〇さん年齢〇歳、譲渡人、神奈川県横浜市西区御所山町〇〇〇番地〇〇〇さん年齢〇歳。譲受人の営農状況等の詳細ですが、作付け予定作物は水稻と一般野菜。所有大農機具はトラクター。農作業に従事する

方、年間の従事日数は本人が160日です。周辺地域との関係につきましては、土地取得後は引き続き畑として利用する、農薬の使用は地域の防除方針に従い、周辺への影響はないということでございます。参考として農地の利用状況として、農地面積が1,071㎡、すべて田でございます。農地法第3条第2項第1号から第6号まですべて該当いたしませんのでご報告をします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

村田会長

説明が終わりましたが、なんか質問はありませんでしょうか。
今は〇〇〇さんが作りよるんやろうか。

岡本主事

〇〇〇さんが作ってます。

村田会長

引き続いて所有権の移転ということで。申請のとおりでよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

ありがとうございます。続きまして議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題として事務局でまた説明をお願い致します。

岡本主事

資料11ページになります。農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。申請地は大字蕨生、地番が〇〇〇番、地目は畑、面積が45㎡、現在の利用状況が宅地となっておりまして、違反転用の案件となっております。転用後の用途は住宅の敷地拡張という

ことをごさいますて、図は12ページをご参照下さい。申請者は北宇和郡松野町大字蔵生〇〇〇番地〇〇〇さんでございます。転用の事由としましては、申請者は既存の住宅に2世帯で同居をしておりますて、狭あいで生活に支障をきたしているため、自己住宅及び駐車場等を建築したいということであります。転用申請農地等の詳細ですが、当該農地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い未整備農地であるため、第2種農地に該当致します。また当該農地はすでに住宅敷地として転用してありまして、違反転用事案となっております。そのため申請者から始末書も提出もされております。もともとは〇〇〇番地が宅地でございますが、この中に納まるように家を建てたはずが農地のほうに食い込んでいたというのが、家を建てた後の測量で分かってしまったというような案件なんですけれども、違反転用の追認案件にはなりますが、ご審議いただけたらと思います。よろしくお願ひします。

村田会長

説明が終わりましたけど、どうでしょうか。

家も建つとることやけど。

ご意見がないようでしたら、申請のとおり許可でよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

ありがとうございます。

続きまして議案第3号「農用地利用集積計画案の承認について」を議題として、また事務局のほうで説明をお願いします。

岡本主事

資料14ページになります、農用地利用集積計画案の承認について、利用権設定の申請でございます。

番号18番、貸人、宇和島市明倫町〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、吉野〇〇〇番地株式会社〇〇〇。利用権設定する土地が延野々〇〇〇番、地目畑、面積が2,254㎡、賃貸借で3年間の契約となっております。図は15ページをご覧ください。こちら新規の案件です。

続いて番号19番、貸人、松丸〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が豊岡〇〇〇番、〇〇〇番、地目畑で面積が合計で1,710㎡となっております。賃貸借で5年間の契約となっております。図は16ページをご覧ください。こちらも新規の案件です。

続いて番号20番、貸人、宇和島市三浦東〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、同じく〇〇〇さん。利用権設定する土地が豊岡〇〇〇番、〇〇〇番、地目畑で面積が合計で1,264㎡です。賃貸借で5年間の契約となっております。図は17ページをご覧ください。こちらも新規の案件です。

続いて番号21番、貸人、松丸〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、〇〇〇さん。利用権設定する土地が豊岡〇〇〇番、地目畑、面積が1,061㎡です。こちらも賃貸借で5年間の契約です。図は18ページをご覧ください。こちらも新規の案件です。

以上4件です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

村田会長

説明が終わりましたけどどうでしょうか、質問ありませんか。

19番、20番、21番の〇〇〇さんというのは協力隊。

岡本主事

そうです。9月の末、今月末で協力隊の任期を終えて、農業で独立

されるということになるんですけれども、9月末で卒業をして10月1日からは個人の名前でこの土地を、現在も〇〇〇さんが中心に管理をされとるんですけれども、ここの土地を自分でやっていただくというふうなことで、契約のやり替えのような形になっております。

村田会長

4件あるんですけど、承認でよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

協力隊の卒業の方にはぜひとも、いろいろと頑張っていただきたいと思います。

議題第4号「非農地証明の交付について」を議題としてまた説明をお願いします。

岡本主事

資料20ページになります。非農地判断の案件でございます。非農地判断については今までは農地が山林化したような案件のみ取り扱っておったんですけれども、今回は宅地として非農地判断をするというふうな内容になっております。

申請地です。大字延野々地番が〇〇〇番、登記地目が畑で登記面積が170㎡、現況の地目は宅地、農業委員会としての判断では宅地、農業用倉庫となっております。農振地ではない、外という形になっております。図は21ページでございます。申請者は北宇和郡松野町大字延野々〇〇〇番地〇〇〇さん。当該土地の詳細ですが申請地は平成11年頃に農業用倉庫を建築されまして、現在も農業用倉庫として使用をされております。当該農業用倉庫は、農地法施行規則第29条第1項に基づき農地転用許可不要事案として適法に転用が行われたものである

ことから、県の非農地証明取扱要領に基づきまして、非農地判断可能な土地ということでございます。現状は農業用倉庫が建てられとる土地となっております。補足といいますか細かい説明させていただくと、農地法施行規則第29条というところは、農地を転用するにあたって農業用倉庫とか農業の関連施設を作ることにあたっては、一定面積以内であれば転用の許可は不要ですよというふうな事が書かれてあります。その中に基づいて今回の農業用倉庫は転用許可が不要な案件として、適法に建てられたものであるというような状況であります。続いて非農地証明の取扱要領というのが資料22と23ページに付けさせていただいています。別紙として非農地証明取扱要領というものが県のほうから発出をされておりまして、非農地証明の対象となる土地カッコ1からカッコ5のいずれかに該当するものは、非農地証明をしてもいいですよというものでございます。カッコ5のその他農地転用許可を要しない事案など、適法に転用が行われた土地については、非農地証明を出してもいいよというふうな事でございます。こういったことに基づきまして、非農地証明願が出されておるところでございます。ここで非農地証明の許可をいただきますと、このあと現在の登記地目を畑から宅地に替えるというふうなことでございます。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

村田会長

今までにあまり無い議案なんですけど、何か質問ありませんか。
今から宅地に変更になるということは建て直してもかんまんなる。

岡本主事

そうですね。一応細かい話ですけど、今回の案件につきましては、170㎡土地全体あるうちの大半が倉庫の分として建てられておるというふうなことと、平成11年に建てられて20年以上農業用倉庫として活

用されておるので、今までの土地の利用の実態からしても非農地証明を出しても差し支えないと考えております。仮に、会長さんが心配されとるのは、倉庫を立てて、非農地判断して、その後すぐに宅地みたいな形にやり替えるのは、農地転用許可のすり抜けになるんじゃないかというのを、たぶん心配されとると思うんですけど、その辺りの判断というのは、これまでも長い期間現状が倉庫なりに活用がされとるかどうかいのと、やはり土地の大分部が倉庫として占めておること、そういったことが細かい判断基準の中にあるかと思っております。今回の案件については、そこら辺もクリアされておるので、事務局としては問題ないかなと思っております。

村田会長

ほか聞きたいこと無いですか。

山崎委員

この証明ってどういう形のものなんですか。農地に農業用倉庫が建つとってそれを非農地証明という農地じゃ無くなりましたよという、何か現状とかわるという状況を生み出す時にこういうものが必要という認識になるんですけど。

岡本主事

そうですね。税金の話になるんですけど、倉庫を建てられた時点であそこは立派な倉庫なんで宅地としての課税がなされておまして、登記としては畑なんだけれども、転用されて宅地になつとるというズレがずっとある状態が今までずっと続いておったという。農地法的にも農業用倉庫として活用されとる分には、そこが現状が宅地になつたとしても全く問題ないので、うちとしても全く問題は無い状態です。今回〇〇〇さんがお父様が亡くなられて、今回相続されたんですけど、その際に登記上畑として現状あるので、そこら辺をすっ

きりさせたいという事で今回非農地証明願が出されております。仮に現状のまま置いとって特段問題は無いんですけど、整理をしたいという事で出されております。

矢野副会長

税金が宅地並みに払ってるからそれだったら宅地にした方がいいかなというのが主な理由ですか。

岡本主事

そうですね、〇〇〇さんの的にはそんな感じです。

村田会長

それでは、議案第4号の非農地証明の交付については決定でよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

はい、ありがとうございました。続きましてその他に入りますけど、その他でなんかありましたら。

小西事務局長

先月の委員会の時に町の肥料・燃料高騰対策の、反当当たり7,000円水稻を作ってもらう方にお支払いする支援金が、申請時期が8月いっぱいなのでということで、皆さんにお声がけをしていただきまして、無事に受付を終了することができました。4年度の対比としてもほぼほぼ100パーセントの金額出すことができましたので、たぶんほぼほぼ漏れは無いとこまで対応はできたと思っております。皆さんにお願いした以降も16人来ていただいて、100万円余りの申請額が増えておりますので、農業委員さんに最後フォローしてもらった成果が出て、ほぼほぼ満点の支払いができたと思っております。これだけ高い

率で補助事業対応できるのはほとんどありませんので、いろんなところからお問い合わせあるんですが、最後は農業委員さんにそうやってお手数をかけて、漏れが無いようにやってますよという、そこまで農業委員さんに手をかけてやってもらうんですかという、細やかな活動に対しての評価が高い部分でもあります。この前決算の認定をしたんですが、農業委員会ところで、国の交付金を取りにいて、4年度から使っておりますけれども、ああいうところも併せて、活動を公表せないけなかったというしんどい部分も一緒にご報告をさせていただいて、皆さんがどういう状況で活動しているかということも、議会でも報告をさせていただいておりますので、そういう内容によりまして、また一層励んでいただいたらありがたいかなと思っております。

話は戻りますが、利用権の設定のところの〇〇〇くんのもう一つ上に〇〇〇が受けたところがあると思うんですが、あれは長年〇〇〇で一か所だけ、相続とかで動きづらかった案件の土地なんですが、農地パトロールをやった後の意向調査をかけたことによって、相続人の方から反応があった、そして地縁の方の、利害関係のある方との協議が進んで、相続人の方とも話をして、使って下さいということになって、長年耕作放棄地になっていたところが、〇〇〇が受けることになりました。ここは〇〇〇の園地として活用してもらおうと思っている園地でありまして、非常に有効に使えることになった案件であります。皆様のお骨折りとか地域の方の熱意が、最終的にはこの土地を動かしたんじゃないかなと思っておりますので、耕作放棄地が増えつつあるんじゃないかという問題は、粘り強くみんなでその土地をどうあたっていくかいうことを、1筆ずつこなしていけないといけない問題でもありますので、それぞれの案件に真摯に取り組んでいただいてご協力

いただいたら幸いです。またよろしくお願いします。

村田会長

ほか無いですか。無いようでしたら終わります。

矢野副会長

今日はお疲れ様でした。暑い暑いといっても朝夕だいぶ涼しくなつて、秋の気配を感じるようになったんですけど、今年はほんと変なお天気で草ばかり生えて、毎日毎日草刈りばかりだったんですけども、これからどんどん気候がおなしくなってくるのかなという気もしておりますが、どうぞお元気で来月お会いしたいと思います。お疲れ様でした。